

平成31年度事業計画書

自 平成31年4月 1日
至 平成32年3月31日

公益財団法人 東京タクシーセンター

目 次

平成31年度 事業計画書 (概要版)	1
平成31年度 事業計画書	5
I 公益目的事業 (事業番号 公1)	
タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する 試験事務及びタクシー運転者の登録事務	
[1] タクシー業務適正化事業	6
一 指導業務	6
二 研修業務	9
三 苦情及び調査業務	13
四 乗り場施設業務	14
五 企画広報業務	15
六 総務業務	17
負担金の額及び徴収方法	19
[2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	20
[3] タクシー運転者の登録事務	21
II 収益事業 (事業番号 収1)	
施設賃貸事業	
[1] 施設賃貸事業	24
業務処理体制	25
収支予算総合表	26

公益財団法人 東京タクシーセンター

平成31年度 事業計画書 (概要版)

平成31年度の事業運営については、今後も高齢化が進展する中、タクシーに求められるユニバーサル社会に対応し、すべての方が利用しやすいタクシー乗り場運営等の環境面の整備を推進するほか、タクシー業界において急速に普及しているUD車両に関する「ユニバーサルドライバー研修」について、JPNタクシー車両等の研修機材・設備を有効活用し研修効果の向上を図るなど、タクシーサービスの向上、タクシー輸送の安全及び利用者の利便の確保を目的として、各事業を適切に推進する。

訪日外国人旅行者については史上初めて年間3,000万人を超える中、訪日外国人向けタクシーサービスの向上を図るため、タクシー運転者に対して特別研修として実施している英語の「外国人旅客接客研修」(タクシーセンターが指定する認定実施機関による認定研修(以下「認定研修」という。)を含む。)の「初級」、「中級」、「上級」、さらには中国語の認定研修の受講機会の拡大を図り、加えて中国語の初心者向け研修教材(CD:反復練習用)を作製、頒布し、中国語の受講者を拡大する。

さらに、羽田空港国際線タクシープールにおいて「おもてなしレーン」(外国人旅客接客研修(英語)修了者レーン)を「中級」以上にグレードアップするとともに、新たに「外国人旅客接客英語検定合格者レーン」及び「ワゴンタクシー専用レーン」を運用し、事業部門間の連携を効果的に進め、訪日外国人向けタクシーサービスのより一層の向上を図る。

新天皇御即位に伴う改元、10月の消費税法の改定にあわせて適切に対応する。

また、平成32年において東京タクシーセンター創立50周年を迎えることから、記念式典の開催、記念誌作成等の準備を進める。

事業ごとの主な計画は、次のとおりである。

I 公益目的事業(事業番号 公1)

タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務

[1] タクシー業務適正化事業

1 指導業務

- ・街頭指導業務については、指導員のパトロールにより繁華街等における違法行為の発生状況を把握し、問題発生地区に絞り込んだ重点配置を行い、合理的かつ効果的な街頭指導を実施して利用者の利便の確保に努める。
- ・センター指導協力員制度の運用については、センター指導協力員を繁華街等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置するなど、効果的な運用を推進し街頭指導業務全般の強化を図る。
- ・羽田空港における業務運営については、指導員のパトロールによる機動的な即応体制によりタクシー乗り場の秩序維持に努めるとともに、国内線タクシープールに設置した「おもてなしレーン」(外国人旅客接客研修(英語「初級」以上)修了者レーン)については、適正に運用し利用者の利便の向上を図る。

- ・国際線優良タクシー乗り場については、センター指導員と委託誘導員が連携して秩序維持に努め、平成31年4月1日より同タクシープールの「おもてなしレーン」を英語「中級」以上にグレードアップするとともに、新たに「外国人旅客接遇英語検定合格者レーン」及び「ワゴンタクシー専用レーン」を運用し、訪日外国人向けタクシーサービスのより一層の向上を図る。
- ・優良タクシー乗り場の増設等については、優良タクシー乗り場の設置に伴う指針（ガイドライン）に沿って、利用実態、設置環境及び利用者の利便の向上の観点等を踏まえ、タクシー乗り場管理運営委員会において検討を行う。

2 研修業務

- ・関東運輸局長の認定を受けて実施している新規講習については、受講者が僅かながら増加している状況を踏まえ、研修の受け入れ体制を整備する等適切に対応し実施する。
- ・更に増加が見込まれる訪日外国人向けタクシーサービスの向上を図るため、タクシー運転者に対して特別研修として実施している英語の「外国人旅客接遇研修」（認定研修を含む。）の「初級」、「中級」、「上級」、さらには中国語の認定研修の受講機会の拡大を図り、加えて中国語の初心者向け研修教材（CD：反復練習用）を作製、頒布し、中国語の受講者を拡大する。
- ・平成28年度より導入した「外国人旅客接遇英語検定」については、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までに検定合格者500人を目指すこととする。
- ・高齢者や障がい者を含めたすべての方がタクシーを快適に利用できるよう実施している「ユニバーサルドライバー研修」については、研修機材として導入したJPNタクシーによる実務研修により適正な取扱いの向上を推進する。
- ・平成31年10月より消費税法の改定に伴い、研修受講料を改定する。

3 苦情及び調査業務

- ・タクシー利用者から寄せられる苦情・要望等については、電話及びインターネット等で受付し、受付内容は事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。
- ・苦情・要望の受付体制については、電話による受付のほか平成13年7月よりインターネットによる24時間受付を開始し、近年、インターネットによる受付件数の占める割合が増加傾向にあり、今後はスマートフォンから容易に入力できる専用入力画面をセンターホームページに構築することにより、利用者の利便の向上を図りつつ、業務の合理化、効率化の観点から人員の配置を見直し、夜間の電話受付は10月を目途に廃止する。なお、タクシー利用者にはセンターホームページ及び音声ガイダンス等により段階的に周知を図るなど丁寧な対応に努める。

4 乗り場施設業務

- ・乗り場施設業務については、ユニバーサル社会に対応するため、すべての方に分かりやすく利用しやすいタクシー乗り場の設置や維持管理に努めるとともに、利用実態を把握しながら利用頻度の低いタクシー乗り場は廃止し、費用の削減に努める等効率的な運用に努める。
- ・駅前広場の再開発等については、計画段階から検討メンバーに参画し、タクシー乗り場の設置要請には積極的に取り組む。
- ・広告付タクシーシェルターについては、利用者の利便の向上と運転者の営業上の環境整備の向上を図るとともに、費用の軽減、合理化の観点からも東京都、道路管理者等と調整を図りながら積極的に設置する。

5 企画広報業務

- ・企画業務については、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価制度」において、利用者の利便の向上とタクシー事業の健全な発展に資するため、タクシー評価委員会の適切な運営を行う。また、訪日外国人旅客へのタクシーサービス向上を目的にタクシーセンターが取り組んでいる「外国人旅客接客研修（英語）」の成果を発表する機会として、タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」等を企画し開催する。
- ・広報業務については、ホームページ、プレスリリース等を活用し、タクシー評価結果やセンターが実施する新たな取り組み及び優良タクシー乗り場に関する情報等について発信し、利用者の利便の向上に努めるとともに、定期刊行物のセンターニュース等も併せて活用することにより、タクシー事業者、運行管理者、運転者にタクシー営業に関する情報、利用者から寄せられる苦情・要望等の情報を発信し、適正営業に向けた改善及び是正を促す。
- ・平成 32 年において東京タクシーセンター創立 50 周年を迎えることから、50 周年記念誌を作成する。

6 総務業務

- ・公益財団法人として法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適切な法人運営を推進するとともに、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タクシー法」という。）の規定する登録諮問委員会及び適正化事業諮問委員会での審議結果を踏まえ、事業計画に沿って適正な予算管理の下で効果的に業務を執行する。
- ・事業部門間の連携を図り円滑で効果的に事業を推進するとともに、業務の更なる効率化を図り経費の削減に努める。
- ・平成 32 年において東京タクシーセンター創立 50 周年を迎えることから、記念式典の開催、記念誌作成等の準備を進める。

[2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務

- ・タクシー法の規定に基づき、東京指定地域において新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」については、適切かつ公正な試験を実施する。

[3] タクシー運転者の登録事務

- ・タクシー法の規定に基づき、登録実施機関として関東運輸局長の登録（登録の更新年月日：平成 30 年 11 月 28 日・登録番号：東京-1 号・有効期間 5 年）を受けて実施している登録事務等については、国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用により適切に対応する。
- ・平成 31 年 10 月より消費税法の改定に伴い、登録等の手数料を改定する。

II 収益事業（事業番号 収 1）

[1] 施設賃貸事業

- ・公益事業に資するための収益事業として、センタービル 1 階の一部を登録申請、研修や試験の受験等により来所する者及びセンター職員の利便性を図るため、写真撮影室及び食堂施設等の賃貸事業を行う。
- ・平成 31 年 10 月より消費税法の改定に伴い、月額賃貸料をそれぞれ改定する。

公益財団法人 東京タクシーセンター

平成31年度 事業計画書

平成31年度の事業運営については、今後も高齢化が進展する中、タクシーに求められるユニバーサル社会に対応し、すべての方が利用しやすいタクシー乗り場運営等の環境面の整備を推進するほか、タクシー業界において急速に普及しているUD車両に関する「ユニバーサルドライバー研修」について、JPNタクシー車両等の研修機材・設備を有効活用し研修効果の向上を図るなど、タクシーサービスの向上、タクシー輸送の安全及び利用者の利便の確保を目的として、各事業を適切に推進する。

訪日外国人旅行者については史上初めて年間3,000万人を超える中、訪日外国人向けタクシーサービスの向上を図るため、タクシー運転者に対して特別研修として実施している英語の「外国人旅客接客研修」（タクシーセンターが指定する認定実施機関による認定研修（以下「認定研修」という。）を含む。）の「初級」、「中級」、「上級」、さらには中国語の認定研修の受講機会の拡大を図り、加えて中国語の初心者向け研修教材（CD：反復練習用）を作製、頒布し、中国語の受講者を拡大する。

さらに、羽田空港国際線タクシープールにおいて「おもてなしレーン」（外国人旅客接客研修（英語）修了者レーン）を「中級」以上にグレードアップするとともに、新たに「外国人旅客接客英語検定合格者レーン」及び「ワゴンタクシー専用レーン」を運用し、事業部門間の連携を効果的に進め、訪日外国人向けタクシーサービスのより一層の向上を図る。

新天皇御即位に伴う改元、10月の消費税法の改定にあわせて適切に対応する。

また、平成32年において東京タクシーセンター創立50周年を迎えることから、記念式典の開催、記念誌作成等の準備を進める。

事業ごとの主な計画は、次のとおりである。

I 公益目的事業（事業番号 公1）

タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務

[1] タクシー業務適正化事業

一 指導業務

（タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第1号）

街頭指導業務については、指導員のパトロールにより繁華街等における違法行為の発生状況を把握し、問題発生地区に絞り込んだ重点配置を行い、合理的かつ効果的な街頭指導を実施して利用者の利便の確保に努める。

センター指導協力員制度の運用については、センター指導協力員を繁華街等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置するなど、効果的な運用を推進し街頭指導業務全般の強化を図る。

羽田空港における業務運営については、指導員のパトロールによる機動的な即応体制によりタクシー乗り場の秩序維持に努めるとともに、国内線タクシープールに設置した「おもてなしレーン」（外国人旅客接客研修（英語「初級」以上）修了者レーン）については、適正に運用し利用者の利便の向上を図る。

国際線優良タクシー乗り場については、センター指導員と委託誘導員が連携して秩序維持に努め、平成31年4月1日より同タクシープールの「おもてなしレーン」を英語「中級」以上にグレードアップするとともに、新たに「外国人旅客接客英語検定合格者レーン」及び「ワゴンタクシー専用レーン」を運用し、訪日外国人向けタクシーサービスのより一層の向上を図る。

また、優良タクシー乗り場の増設等については、優良タクシー乗り場の設置に伴う指針（ガイドライン）に沿って、利用実態、設置環境及び利用者の利便の向上の観点等を踏まえ、タクシー乗り場管理運営委員会において検討を行う。

1 街頭指導業務

街頭指導については、指導員体制の充実と効率的な配置を行い、繁華街を重点とした運送の引受けの拒絶等の違法行為の防止、是正指導を実施するほか、特に銀座・新橋地区等で常習的に不適正な営業を繰り返す運転者に対する是正指導の強化を図るとともに、関東運輸局東京運輸支局と連携して悪質な事業者・運転者の是正指導を行う。また、指導員の円滑な業務の推進と安全を確保して街頭指導を実施する。

- （1）主要ターミナル等における違法行為の防止指導の推進及び不適正営業車両等の是正指導の強化
- （2）街頭指導会議及び同小委員会の決定に基づく問題発生地区における特別公開指導の実施及び重点指導地区の効果的な街頭指導
- （3）監視カメラの運用による東京高速道路土橋入口際及び六本木交差点際におけるタクシー乗り場等適正運営推進制度の規制違反の是正及び抑止
- （4）指導員の円滑な業務推進と安全の確保のため小型カメラの装着指導

2 センター指導協力員制度の運用

センター指導協力員を繁華街等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置するなど、タクシー営業の正常化に努めるとともに、円滑な活用を推進するため、センター指導協力員報告会を実施する。

3 街頭指導会議の運営

タクシー業務適正化特別措置法（以下「タクシー法」という。）及び道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他違法行為の防止及び是正を図るための街頭指導等を強力に推進するため、街頭指導会議を年3回開催する。また、不適正な営業及びタクシーに起因する交通問題等、早期解決を必要とする場合は、適時同小委員会を活用する。

4 タクシー乗り場管理運営委員会の運営

タクシー利用者の利便の向上と客待ちタクシーに起因する交通渋滞及び環境問題の改善、優良タクシー乗り場及び羽田空港タクシー乗り場等の適正な管理運営について、適時、委員会を開催する。

5 タクシー乗り場の適正な運営

(1) 羽田空港タクシー乗り場の新たな運営

訪日外国人向けタクシーサービスのより一層の向上を図るため、国際線タクシープールについては、平成31年4月1日より「おもてなしレーン」を英語「中級」以上にグレードアップする。あわせて外国人旅客接客英語検定合格者のインセンティブ効果を高めるため、「外国人旅客接客英語検定合格者レーン」を新設し、これまでの「U・D・ワゴンレーン」からインバウンド旅客に対するホスピタリティの資質向上及び手荷物旅客への対応として「ワゴンタクシー専用レーン」を新設し運用する。

(2) 石神井公園駅南口前・北口前タクシー乗り場の運営

石神井公園駅南口前及び北口前タクシー乗り場については、入構妨害等の不適正行為の是正を目的に設置した「石神井公園駅タクシー乗り場適正化協議会」において審議・決定した事項に基づく対策について、実施後は同協議会で検証し適正な運営を推進する。

(3) 優良タクシー乗り場の運営

不正入構車両に対する是正指導等

(4) 銀座乗車禁止地区タクシー乗り場の運営

- ① 銀座1号優良タクシー乗り場ショットガンシステムの円滑な運営について、タクシー業界との連携
- ② 銀座タクシー乗り場リーフレットの活用による適正営業の推進
- ③ タクシー乗車禁止地区ガイドボードによる利用者への乗車禁止規制の周知

(5) EV・HV タクシー乗り場の運営

(6) 羽田空港や主要ターミナル駅等のタクシー乗り場における緊急輸送への協力

(7) 大規模イベント等への指導員配置による利用者の利便の確保

(8) 環境美化運動の実施によるマナー向上

6 講習会等の実施

(1) 実務担当者講習会及び団体指導責任者講習会の実施

タクシー営業の正常化に向けて、更なる運転者教育の徹底を図るため、タクシー利用者からの苦情等の具体的問題点の整理とその改善策等について、実務担当者講習会及び団体指導責任者講習会に反映させて実施する。

(2) 管理者講習会の実施

法人タクシー事業者・個人団体責任者等の要請により管理者講習会を実施する。

(3) 運転者を対象とする巡回指導の実施

運転者の資質向上のための教育施策として巡回講習会を実施する。

7 タクシー評価制度等の運営

(1) タクシー評価制度

「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価」については、対象項目に係る情報の厳正な取扱いを徹底し、タクシー評価制度の着実な運用に努める。また、評価の内容及び結果について行政への報告と事業者への通知を行うほか、講習会及び研修業務などの参考資料として活用する。

(2) 運転者の証明制度

タクシーの適正営業の推進及び利用者の利便の増進に資することを目的に、その活用頻度が高まっていることから個人情報保護に配慮しつつ厳正な事務処理を行う。

8 「小さな親切」運動本部への推薦

利用者等から感謝された運転者の行為については、積極的に「小さな親切」運動本部へ推薦する。

二 研修業務

(タクシー業務適正化特別措置法第 34 条第 1 項第 2 号)

研修業務において、関東運輸局長の認定を受けて実施している新規講習については、受講者が僅かながら増加している状況を踏まえ、研修の受け入れ体制を整備する等適切に対応し実施する。

また、訪日外国人旅行者が史上初めて年間 3,000 万人を超える中、更に増加が見込まれる訪日外国人向けタクシーサービスの向上を図るため、タクシー運転者に対して特別研修として実施している英語の「外国人旅客接客研修」(認定研修を含む。)の「初級」、「中級」、「上級」、さらには中国語の認定研修の受講機会の拡大を図り、加えて中国語の初心者向け研修教材(CD:反復練習用)を作製、頒布し、中国語の受講者を拡大する。

平成 28 年度より導入した「外国人旅客接客英語検定」については、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会までに検定合格者 500 人を目指すこととする。

さらに、高齢者や障がい者を含めたすべての方がタクシーを快適に利用できるよう実施している「ユニバーサルドライバー研修」については、研修機材として導入した JPN タクシーによる実務研修により適正な取扱いの向上を推進する。

また、平成 31 年 10 月より消費税法の改定に伴い、研修受講料を改定する。

1 研修の実施

(1) 研修の内容

① 新規講習(4日)

東京指定地域内で新たにタクシー運転者になろうとする者を対象として「法令」、「安全」、「接客」、「地理」及び「ユニバーサルドライバー研修」を実施する。

② 命令講習(4日)

タクシー法第 18 条の 2 の規定に基づき関東運輸局長から事業者に対し講習の受講を指示されたタクシー運転者を対象とし、同法施行規則第 14 条の 2 の規定に基づき新規講習に準じた研修を実施する。

③ 自主研修

事業者が受講を必要と認めたタクシー運転者を対象として、それぞれの科目について実施する。

ア 自主一般研修(1日)

「法令」、「安全」、「接客」

イ 自主一般研修(2日)

「法令」、「安全」、「接客」、「地理」

ウ 自主UD研修(1日)

「ユニバーサルドライバー研修」

エ 自主UD研修(2日)

「法令」、「安全」、「接客」及び「ユニバーサルドライバー研修」

④ 命令研修(2日)

道路運送法第 27 条第 3 項の規定に基づき関東運輸局長から研修の命令を受けたタクシー運転者を対象として自主一般研修(2日)に準じた研修を実施する。

⑤ 適正化研修(1日)

違法行為審査会議長からセンター研修の通告を受けたタクシー運転者、または「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に基づき事業者から要請があった者を対象として自主一般研修(1日)に準じた研修を実施する。

⑥ 特別研修 外国人旅客接客研修(半日)

- ・事業者から研修申込みがあったタクシー運転者及び個人タクシー事業者を対象とする「外国人旅客接客研修」(英語)の「初級」、「中級」、「上級」の実施
- ・タクシーセンターが指定する認定実施機関による「認定外国人旅客接客研修」(英語)の「初級」、「中級」、「上級」及び中国語の実施

(2) 研修の充実

- ① 「法令」「安全」の科目については、タクシー業務に必要な関係法令等に関する知識の習得に加え、客待ちタクシーに起因する交通問題の改善を図る観点から「問題発生場所の現状」や「タクシー乗り場等適正運営推進制度」及び「指導協力員制度」について、本年度も研修内容に取り入れてタクシー運転者の資質の向上を図る。
- ② 「接客」の科目については、具体的、適切な接客等の知識の習得や苦情事例の紹介のほか、「ユニバーサルドライバー研修」により、高齢者や障がい者への介助方法(車いすの取扱い、タクシー乗降時の介助)の習得を図る。
- ③ 「地理」の科目については、主要な幹線道路、交差点、施設を基本とし、適切な経路の選択等、業務に必要な地理知識の習得を図る。
- ④ 「外国人旅客接客研修」(英語)については、「中級」の受講者が増えていることから実施回数を増やし、「初級」、「中級」、「上級」を合わせ38回(昨年度実績34回)実施する(予定回数「初級」5回、「中級」23回、「上級」10回)。
また、「認定外国人旅客接客研修」(中国語)については、事業者からの申込みにより、適時、実施する。

(3) 研修教材及び設備の充実

研修教材として配布している研修教本、地理教本、幹線道路・交差点図(都心エリア図)、銀座乗車禁止地区及び周辺規制マップ、銀座タクシー乗り場リーフレット(日本語・英語表記)については、更なる内容の充実化を図り活用する。

また、「ユニバーサルドライバー研修」については、車いす、高齢者及び視覚障がい者の疑似体験キット、車いす移動演習用のスロープ及び段差、JPNタクシー車両等の研修機材・設備を有効活用し研修効果の向上を図る。

2 外国人旅客接客英語検定の実施

「外国人旅客接客研修」(英語)の「上級」修了者の接客のより一層の向上及び研修の成果を検証することを目的に実施している「外国人旅客接客英語検定」については、検定合格者にはECD(ENGLISH CERTIFIED DRIVER)認定章を交付するとともに、プレスリリース、センターホームページ等で公表する。また、東京都の「地域通訳案内士」として登録されている者及び(社)東京ハイヤー・タクシー協会の「TSTiEドライバー」として認定されている者には「外国人旅客接客研修」(英語)の「上級」を受講することによりECD認定章を交付し、連携することをもって訪日外国人向けタクシーサービスの向上を図る。

この他、羽田空港国際線タクシープール及び東京駅八重洲口タクシープールにおける同検定合格者専用レーンの設置により、検定合格者のインセンティブを推進する。

3 地図等の出版・頒布

出版・頒布する「都内交通案内地図」については、研修教材として、また規格に適合するタクシー備え付け地図として、最新の地理情報を掲載する。また「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験地理問題例集」についても地理の学習教材として、内容の充実化を図る。

4 外国人旅客接客研修修了者である旨の車内表示板等の交付

外国人旅客接客研修修了者専用レーン(おもてなしレーン)発光式入構表示板及び外国人旅客接客研修修了者である旨の車内表示ステッカーについては、適正な交付事務の取扱いを行う。

5 研修生に対するアンケート調査

研修生に対して研修内容等に関するアンケート調査を実施するとともに、研修内容のより一層の充実化を図る。

6 研修受講者計画人数

平成31年度の研修受講者計画人数については、これまでの実績を踏まえ12,410人と策定した。

研修実績及び平成31年度計画人数

区分 年度	新規 講習	命令 講習	自主研修				命令 研修	適正化 研修	外国人 旅客接客 研修	UD研修	合計
			1日		2日						
			一般	UD	一般	UD					
平成26年度	4,063	3	1,979		1,345		18	521	566	214	8,709
平成27年度	4,130	1	一般	UD	一般	UD	34	542	1,050	28	9,298
			1,648	287	1,527	51					
平成28年度	4,623	0	一般	UD	一般	UD	8	770	1,186		10,168
			1,974	221	1,308	78					
平成29年度	5,172	0	一般	UD	一般	UD	14	505	1,304		10,758
			1,871	659	1,188	45					
平成30年度 見込人数	5,200	5	一般	UD	一般	UD	15	400	1,400		11,750
			2,100	1,400	1,200	30					
平成31年度 計画人数	5,300	5	一般	UD	一般	UD	15	450	1,500		12,410
			2,300	1,500	1,300	40					

※外国人旅客接客研修の人数は認定外国人旅客接客研修受講者を含まない

7 研修受講料

平成 31 年 10 月より消費税法の改定に伴い改定する研修受講料等

区 分	現行 (8%税込)	改定後 (10%税込)
新規講習 (4 日)	2,160 円	2,200 円
命令講習 (4 日)	5,400 円	5,500 円
命令研修 (2 日)	7,020 円	7,150 円
適正化研修 (1 日)	4,320 円	4,400 円
自主一般研修 (1 日)	1,620 円	1,650 円
自主一般研修 (2 日)	1,620 円	1,650 円
自主ユニバーサルドライバー研修 (1 日)	2,160 円	2,200 円
自主ユニバーサルドライバー研修 (2 日)	2,160 円	2,200 円
特別研修外国人旅客接客研修 (半日)	2,700 円	2,750 円

特別聴講受講料

指定地域内対象者	5,400 円	5,500 円
指定地域外対象者	7,020 円	7,150 円

三 苦情及び調査業務

(タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第3号)

タクシー利用者から寄せられる苦情・要望等については、電話及びインターネット等で受付し、受付内容は事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

苦情・要望の受付体制については、電話による受付のほか平成13年7月よりインターネットによる24時間受付を開始し、近年、インターネットによる受付件数の占める割合が増加傾向にあり、今後はスマートフォンから容易に入力できる専用入力画面をセンターホームページに構築することにより、利用者の利便の向上を図りつつ、業務の合理化、効率化の観点から人員の配置を見直し、夜間の電話受付は10月を目途に廃止する。なお、タクシー利用者にはセンターホームページ及び音声ガイダンス等により段階的に周知を図るなど丁寧な対応に努める。

1 苦情受付

利用者からの苦情・要望については、申告内容を的確に把握するとともに、懇切丁寧な対応に努める。また、スマートフォンの普及によりインターネットによる申告が増加傾向にあることから、スマートフォンから容易に入力できる専用入力画面をセンターホームページに構築する。

2 苦情調査業務

苦情申告の調査事案については、事業者、運転者に申告内容を通知するとともに、センターへの来所を求め、事実関係を調査、確認したうえで是正指導を行い、申告者に調査結果を迅速に報告する。

また、匿名事案については、事業者及び関係団体に通報するとともに、特に信憑性が高いと思われる申告内容については適切な改善を求める。

3 指導調査業務

指導員が街頭において実施した指導事案については、その内容を事業者及び関係団体に通知するとともに、その事実を調査・検証し、再発防止に向けた運転者への適切な指導を求める。

4 違法行為報告事案

苦情申告の調査事案及び指導事案の中で特に悪質と判断された事案については、逐次、違法行為審査会を開催し、審議に付すこととし、違法行為報告事案と決定した事案については関東運輸局長及び理事会へ報告する。

5 要望

主要ターミナル駅前及び繁華街等における客待ちタクシーに起因する交通問題のほか、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て等の社会的なルールやマナー違反に関する要望、苦情については、事業者及び関係団体に通報し運転者に対する適切な指導を求めるとともに、巡回指導をはじめセンターホームページ、センターニュース、管理者情報等の広報媒体を通じて改善を求める。

6 支援サービス

利用者から寄せられる遺失物に関する相談については、警察への届出、無線局の案内等丁寧な情報提供に努め、利用者への支援を行う。

四 乗り場施設業務

(タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第4号)

乗り場施設業務については、ユニバーサル社会に対応するため、すべての方に分かりやすく利用しやすいタクシー乗り場の設置や維持管理に努めるとともに、利用実態を把握しながら利用頻度の低いタクシー乗り場は廃止し、費用の削減に努める等効率的な運用に努める。

また、駅前広場の再開発等については、計画段階から検討メンバーに参画し、タクシー乗り場の設置要請には積極的に取り組む。

広告付タクシーシェルターについては、利用者の利便の向上と運転者の営業上の環境整備の向上を図るとともに、費用の軽減、合理化の観点からも東京都、道路管理者等と調整を図りながら積極的に設置する。

1 タクシー乗り場の設置運用

(1) タクシー乗り場標識及びタクシーシェルターの設置並びに建て替え等

① 広告付タクシーシェルターについては、風雨よけやベンチを設置しタクシー利用者への快適性と利便性を向上させるほか、LED照明を採用することにより乗り場周辺の防犯効果等に寄与することから、東京都、道路管理者等と調整し、増設に向けて積極的に取り組み、費用の軽減等の観点から設置・維持管理は広告料収入によって運営する。

② 上板橋駅前タクシー乗り場については、支柱に変形が見られるので標識の建て替えを行う。

(2) タクシー乗り場の廃止

千歳船橋駅南際タクシー乗り場等利用頻度が低いタクシー乗り場については廃止し、費用の削減に努める。

2 タクシー乗り場及びタクシー関連施設等の整備・保守管理

(1) タクシー乗り場等関連施設の保守管理については、定期的に点検を業者に委託し、結果報告を踏まえ補修等について対応する。

(2) 青山公園、芝公園及び台東体育館前の各タクシー調整待機所については、運転者の次の営業のための待機所として適切な管理に努める。

(3) 羽田空港における国際線発着枠の拡大に伴い、国内線第2ターミナルを一部国際化し、国内線・国際線共用ターミナルとした運用に向けた増改築工事や国内線第1ターミナル接車帯の一部見直し計画により、タクシー乗り場の移設が求められることから、タクシー乗り場標識・監視カメラ等の移設について関係機関と調整を進める。

(4) 石神井公園駅南口前及び北口前タクシー乗り場における入構妨害等の不適正行為の是正を目的に設置した「石神井公園駅タクシー乗り場適正化協議会」の審議・決定した事項に基づく立看板及び監視カメラ等による改善策については、道路管理者、交通管理者を含めた関係機関等と調整を図りながら実施する。

五 企画広報業務

企画業務については、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価制度」において、利用者の利便の向上とタクシー事業の健全な発展に資するため、タクシー評価委員会の適切な運営を行う。また、訪日外国人旅客へのタクシーサービス向上を目的にタクシーセンターが取り組んでいる「外国人旅客接客研修（英語）」の成果を発表する機会として、タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」等を企画し開催する。

広報業務については、ホームページ、プレスリリース等を活用し、タクシー評価結果やセンターが実施する新たな取り組み及び優良タクシー乗り場に関する情報等について発信し、利用者の利便の向上に努めるとともに、定期刊行物のセンターニュース等も併せて活用することにより、タクシー事業者、運行管理者、運転者にタクシー営業に関する情報、利用者から寄せられる苦情・要望等の情報を発信し、適正営業に向けた改善及び是正を促す。

また、平成32年において東京タクシーセンター創立50周年を迎えることから、50周年記念誌を作成する。

1 企画業務

(1) タクシー評価委員会の運営

平成30年度実績に基づく法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価については、6月にタクシー評価委員会を開催し決定する。また、平成30年度から経営姿勢及び加点措置の評価項目を一部見直し、運輸安全マネジメント取組み評価等を導入したことから、その効果を検証する。

(2) タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」等の開催

訪日外国人旅客へのタクシーサービス向上を目的にタクシーセンターが取り組んでいる「外国人旅客接客研修（英語）」の成果を発表する機会として、中級・上級修了者を対象にタクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」を開催する。また、「外国人旅客接客研修（英語）」初級・中級修了者を対象として参加しやすい「英語おもてなしコンテスト」チャレンジコースを開催する。

2 広報業務

(1) ホームページによる広報

①利用者へ向けての情報提供

ア タクシーセンターの事業及び業務内容等

イ 「タクシー評価制度」の概要

ウ 平成30年度における法人タクシー事業者評価結果の公表

エ 「タクシーセンター外国人旅客接客英語検定」合格者の公表

オ 優良タクシー乗り場、広告付タクシーシェルター、乗り場関連施設情報

カ 訪日外国人旅客向けホームページ“Tokyo Taxi Guide”による情報提供

キ 羽田空港における国内線第2ターミナルを一部国際化し運用されることから、タクシー利用者への周知

ク ホームページを活用したイベント等の実施

ケ その他

②タクシー事業者・管理者、運転者へ向けての情報提供

ア 指導協力員街頭指導及び管理者講習会のスケジュール

イ タクシー評価制度の概要（評価計算式簡易ツール）

ウ 街頭指導会議の決議事項

エ 巡回指導・運転者の研修スケジュール及び予約状況

オ 羽田空港国内線・国際線タクシー待機所（5ヵ所）待ち時間

カ 警察署・地域住民等から寄せられるタクシーの客待ちに起因する交通問題、運転者の社会的マナーに関する苦情・要望

キ 環境美化運動の実施状況

ク 登録手続き・研修受講に関する各種申請書類等のダウンロード用ページ

ケ 銀座タクシー乗り場リーフレットのダウンロード用ページ

コ その他

(2) 定期刊行物による広報

①運転者向け：センターニュース（月刊）

②管理者向け：管理者情報（月刊）

(3) プレスリリースによる広報

利用者の利便の向上を目的としてタクシーセンターの業務・取り組みなどについて広く周知するため、マスメディアに向けて積極的に情報提供する。

(4) 視察及び見学への対応

関係団体等からのタクシーセンター施設及び羽田空港タクシー関連施設の視察及び見学に対して、タクシーセンター業務の紹介資料等を活用して積極的に対応する。

(5) タクシー利用者モニター調査

タクシーの公共性を理解し公正な立場で意見が述べられるタクシー利用者200人をタクシー利用者モニターとして委嘱して、「タクシー利用者モニター通報書（はがき）」による調査方法の一部を見直し、インターネットでの調査も実施する。

タクシー利用者モニター通報書の調査結果に基づく「タクシー利用者モニター調査集計報告書」を旅客接遇向上のための教育用資料として事業者及び関係団体等に配布する。

また、モニターとの懇談会を年1回開催し、情報及び意見の交換を行い、その結果は定期刊行物等で事業者・運転者へ情報提供して利用者の利便の向上に反映させるとともに、要望・苦情等については、事業者及び関係団体に通知することにより指導教育の徹底を促す。

(6) センター創立50周年記念誌の作成

タクシーセンターの50年の変遷を紹介する等、利用者の利便の向上とタクシーサービスの向上に寄与されることを目的として、センター創立50周年記念誌を作成する。

(7) その他

海外からのアクセスが多い東京国際空港ターミナル株式会社（T I A T）のホームページを介して、「外国人旅客接遇英語検定」合格者を紹介する。また、東京都の2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた多言語対応協議会ポータルサイトを介して、タクシーセンターのインバウンド対応を紹介する。

六 総務業務

公益財団法人として法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を適時開催し、適切な法人運営を推進するとともに、タクシー法の規定する登録諮問委員会及び適正化事業諮問委員会での審議結果を踏まえ、事業計画に沿って適正な予算管理の下で効果的に業務を執行する。

また、事業部門間の連携を図り円滑で効果的に事業を推進するとともに、業務の更なる効率化を図り経費の削減に努める。

平成32年において東京タクシーセンター創立50周年を迎えることから、記念式典の開催、記念誌作成等の準備を進める。

1 会議

次のとおり会議を開催する。

会議等名称	開催予定回数	備考
(1) 評議員会		
① 定時評議員会	1回	6月 事業報告及び収支決算等
② 臨時評議員会	必要に応じて随時	3月 事業計画及び収支予算等
(2) 理事会	6回	6月 事業報告及び収支決算等 3月 事業計画及び収支予算等 その他必要に応じて随時開催
(3) 適正化事業諮問委員会	2回	6月 事業報告及び収支決算等 3月 事業計画及び収支予算等
(4) 街頭指導会議	3回	6月、10月、2月
(5) 街頭指導会議小委員会	3回	必要に応じて随時開催
(6) 審査会（表彰選考・違法行為）	6回	必要に応じて随時開催
(7) タクシー評価委員会	1回	6月 評価の決定
(8) タクシー乗り場管理運営委員会	3回	必要に応じて随時開催

2 表彰

表彰関係取扱規程に基づき、次のとおり各表彰を実施する。

- (1) 優良運転者表彰
- (2) 優良法人事業者表彰
- (3) 個人タクシー優良事業者団体表彰

3 優良運転者章の交付

優良運転者表彰受賞者に対し、積極的に優良運転者章の交付を推奨し、利用者の利便の向上に努める。

4 電算管理

電算管理については、制度の改正や業務の変更に対応し、データの管理に留意しながら、適宜業務処理システムの改修を行うとともに、多様化する情報ニーズに対応できるようデータの集計・分析プログラムを改善し、蓄積されたデータの有効活用を推進する。

また、平成 31 年 5 月に予定されている改元に対応するため、年号変更に対するプログラム改修を実施する。

5 人材の確保及び再雇用職員の活用

街頭指導に従事する指導員については、その業務の重要性及び特殊性の観点から適正な求人活動を行い、女性指導員の採用を含め要員の確実な確保に努める。

また、再雇用制度を活用して定年退職職員の豊富な業務知識や経験を生かした配置を行い、円滑かつ合理的な業務運営を図る。

6 適正な人員配置及び適正な予算の執行

業務内容を精査し、業務の合理化、効率化を推進するとともに、人員定数の削減を踏まえ、適正な人員配置及び適正な予算の執行に努める。

7 文書管理の改善

文書に関する業務の合理化、効率化を推進するとともに、保存期間を見直すことにより、事務処理の適正化、円滑化を図る。

8 職員の資質向上

職員の資質向上を目的として、行政等外部からの講師を招き職員研修会を実施するとともに、職員個々の生産性の向上を図る。

電算処理、ホームページ管理等の専門的な業務に携わる職員については、各種外部研修を受講し資質の向上を図る。

9 職員の福利厚生

定期健康診断の受診結果により特に精密検査等の必要とされる職員に対し、医療機関での再検査の受診や治療の勧奨などのフォローを行う。また、職員のメンタルヘルス面におけるストレスチェックの相談窓口を設け、カウンセリング機関への受診のアドバイスを行うとともに、生活習慣病などの予防と早期発見を目的に人間ドッグの定期的な受診を推奨する。更には衛生委員会を活用して、職員の健康保持増進を図るための対策、職場環境の改善に向けた取り組み等について具体の検討を進める。

10 センター創立 50 周年記念式典

平成 32 年に東京タクシーセンター創立 50 周年を迎えることから、準備対策本部において、準備委員会、分科会の検討結果を踏まえ、記念式典の開催、記念誌の作成等について準備を進める。

平成31年度 負担金の額及び徴収方法

公益財団法人 東京タクシーセンター

1 負担金の額

(1) 法人タクシー

- ① 一般車両(UD(ユニバーサルデザイン)タクシー車両を含む)……………1両1カ年 35,500円
 - ② EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車) タクシー車両……………1両1カ年 18,000円
- ※ EV・FCV タクシーの負担金額については、軽減措置を1カ年延長します。

(2) 個人タクシー……………1両1カ年 15,000円

負担金の消費税については、課税対象外となっています(不課税扱い)

2 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成31年3月末日現在のタクシー登録車両数(個人タクシーについては、原則として当該団体に在籍するタクシー登録車両数)をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求致します。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年分の負担金を10等分し、平成31年4月から平成32年1月までの各月末日までに銀行振込等により納付していただきます。

なお、各月末日を支払期日とする手形などにより、期首において1カ年分を一括して納付することが出来ます。

(3) 負担金の清算

清算については、平成32年3月までに納付された金額と各月の実際の登録車両数との過不足を計算し、負担金額を清算させていただきます。

この場合、当該月分の登録車両数(個人タクシーについては、原則として当該団体に在籍するタクシー登録車両数)は、前月末日現在の登録車両数とします。

清算により、過納金が生じた場合には、銀行振込等により平成32年3月末日までに返金させていただきます。

また、不足金が生じた場合には、請求書の納付期限までに納付していただきます。

(4) 納付期限

平成31年4月から平成32年1月までの各月末日までに納付していただきます。納付された負担金に不足がある場合は平成32年3月末日までの納付期限と致します。

(5) 延滞金について

納付期限までに納付のない場合には、タクシー業務適正化特別措置法(以下法という)第37条第4項及び法施行規則第24条の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収致します。

(6) 新規事業者または廃業事業者について

新規事業者については、平成31年度中に発生する登録車両により、期中に請求し、平成32年3月末日までの納付と致します。

また、期中に廃業等した場合については、清算させていただき、不足の場合には請求書の納付期限と致します。

[2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務

タクシー法の規定に基づき、東京指定地域において新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」については、適切かつ公正な試験を実施する。

1 試験の実施

(1) 「タクシー事業に係る法令、安全及び接遇」の科目

法令、安全、接遇の各分野から○×問題及び語群選択問題による各 15 問、全 45 問の出題において、正答率 80%以上で合格とする。

(2) 「東京指定地域に係る地理」の科目

東京地域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅の所在等を試験内容とし、語群選択による地図の基本問題 25 問、応用問題 15 問、全 40 問の出題において、正答率 80%以上で合格とする。

なお、再開発等による住居表示の変更、建物施設の新設及び変更に関する迅速な情報収集を行い、最新情報を試験内容に反映させる。

2 試験受験者計画人数

平成 31 年度の「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」の受験者計画人数については、「タクシー事業に係る法令、安全及び接遇」の科目は、新規講習受講者の計画人数 5,300 人に再試験受験者の見込み人数 450 人を加えて 5,750 人とし、「東京指定地域に係る地理」の科目は、新規講習受講者の計画人数 5,300 人に再試験受験者の見込み人数 3,500 人を加えて 8,800 人と策定した。

[3] タクシー運転者の登録事務

タクシー法の規定に基づき、登録実施機関として関東運輸局長の登録（登録の更新年月日：平成30年11月28日・登録番号：東京-1号・有効期間5年）を受けて実施している登録事務等については、国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用により適切に対応する。

また、平成31年10月より消費税法の改定に伴い、登録等の手数料を改定する。

平成31年度の登録事務等の計画件数は、前年度の実績を参考に策定。

1 登録事務等

(1) タクシー運転者の資格審査及び登録

第19条第1項第1号関係 [第4条から第12条まで(第9条を除く。)に規定する事務]

- ① 登録原簿への登録
- ② 登録の変更事項の登録
- ③ 登録の消除
- ④ 原簿の謄本の交付、閲覧

(2) 登録タクシー運転者証の交付

第19条第1項第2号関係 [第14条から第17条までに規定する事務]

- ① 運転者証の交付
- ② 運転者証の訂正
- ③ 運転者証の返納
- ④ 運転者証の再交付

(3) 登録運転者業務経歴証明書の交付

第19条第1項第3号関係 [第18条の3に規定する事務]

- ① 登録運転者業務経歴証明書の交付

(4) 個人タクシー事業者乗務証の交付

第19条第1項第4号関係 [第46条第2項に規定する事務]

- ① 事業者乗務証の交付
- ② 事業者乗務証の訂正
- ③ 事業者乗務証の返納
- ④ 事業者乗務証の再交付

2 登録諮問委員会の開催

タクシー法第24条の規定に基づき設置された登録諮問委員会については、登録事務の実施に関し必要な事項を諮問し、調査審議のうえ答申を受けて適切に登録事務を運営する。

平成31年度においては、2回開催する計画とする。

3 平成 31 年度登録事務等計画件数（前年度の実績を参考に策定）

（1）登録申請等

（単位＝件）

年度 \ 項目	登録申請	謄本交付及び原簿 の閲覧	業務経歴証明書交付
平成 26 年度実績	5,132	1,581	1,989
平成 27 年度実績	5,112	1,751	2,102
平成 28 年度実績	5,579	1,917	2,529
平成 29 年度実績	6,033	2,004	2,319
平成 30 年度見込	6,260	2,159	2,240
平成 31 年度計画	6,500	2,330	2,160

（2）登録タクシー運転者証交付等

（単位＝件）

年度 \ 項目	運転者証交付	運転者証訂正	運転者証再交付
平成 26 年度実績	10,799	17,205	101
平成 27 年度実績	10,014	16,819	93
平成 28 年度実績	11,921	16,129	91
平成 29 年度実績	10,362	15,552	75
平成 30 年度見込	9,942	15,124	80
平成 31 年度計画	10,110	14,710	90

（3）個人タクシー事業者乗務証交付等

（単位＝件）

年度 \ 項目	事業者乗務証交付	事業者乗務証訂正	事業者乗務証再交付
平成 26 年度実績	265	3,758	28
平成 27 年度実績	265	3,751	32
平成 28 年度実績	334	3,371	14
平成 29 年度実績	292	3,249	14
平成 30 年度見込	374	3,230	31
平成 31 年度計画	400	3,210	25

4 登録手数料

平成 31 年 10 月より消費税法の改定に伴い改定する登録手数料

種 別	現 行 (8%税込)	改定後 (10%税込)
登録申請	1 件につき 1,830 円	1 件につき 1,870 円
運転者証交付申請	〃 1,830 円	〃 1,870 円
運転者証訂正申請	〃 1,180 円	〃 1,210 円
運転者証再交付申請	〃 1,830 円	〃 1,870 円
原簿謄本請求	〃 430 円	〃 440 円
登録運転者業務経歴証明書交付申請	〃 430 円	〃 440 円
事業者(個人)乗務証交付申請	〃 1,830 円	〃 1,870 円
事業者(個人)乗務証訂正申請	〃 1,180 円	〃 1,210 円
事業者(個人)乗務証再交付申請	〃 1,830 円	〃 1,870 円

II 収益事業（事業番号 収1）

[1] 施設賃貸事業

公益事業に資するための収益事業として、センタービル1階の一部を登録申請、研修や試験の受験等により来所する者及びセンター職員の利便性を図るため、写真撮影室及び食堂施設等の賃貸事業を行う。

また、平成31年10月より消費税法の改定に伴い、月額賃貸料をそれぞれ改定する。

(1) 写真撮影室の賃貸

登録申請及び運転者証交付申請等に際しては、タクシー法の規定により顔写真を添付すべきものとなっていることから、申請者への便宜を図るために写真撮影のためのスペースを業者に賃貸する。

- ・ 賃貸スペース : 当センタービル1階の一部 9.0 m²
- ・ 賃貸料 : 年額 573,024 円

月額	4月～9月	47,314 円
	10月～3月	48,190 円
- ・ 賃貸先業者 : 株式会社リクサン

(2) 食堂施設の賃貸

当センターへの来所者及び職員の休憩及び食事の便宜を図るために食堂スペース及び厨房器具等の什器備品を業者に賃貸する。

- ・ 賃貸スペース : 当センタービル1階の一部 97.2 m²
- ・ 賃貸料 : 年額 2,908,740 円

月額	4月～9月	240,171 円
	10月～3月	244,619 円
- ・ 賃貸先業者 : 有限会社ポール&ポーラ

(3) 携帯電話基地局アンテナ施設の賃貸

ソフトバンクモバイル中継基地局スペースを業者に賃貸する。

- ・ 賃貸スペース : 当センタービル屋上の一部 16.5 m²
- ・ 賃貸料 : 年額 654,000 円

月額	4月～9月	54,000 円
	10月～3月	55,000 円
- ・ 賃貸先業者 : ソフトバンク株式会社

業務処理体制

各業務処理体制は、次のとおりとする。

区 分	配置人員(人)		備 考
	30年度	31年度	
【適正化事業】			
常 勤 役 員	3	3	
参 与	2	0	
指 導 業 務			
指 導 第 一 課	6	6	
指 導 第 二 課	4	4	
指 導 員 課	60	60	
施 設 管 理 課	5	5	
苦 情 ・ 調 査 業 務			
調 査 課	11	12	
タ ク シ ー 相 談 室	8	8	
研 修 業 務			
教 務 第 一 課	8	8	
総 務 業 務			
総 務 課	9	10	
経 理 課	4	4	
企 画 広 報 課	4	4	
電 算 管 理 室	2	2	
小 計	126	126	
【試験事務】			
教 務 第 二 課	5	5	
【登録事務】			
登 録 課	7	7	
合 計	138	138	

(平成31年度 内 再雇用職員3人)

平成31年度 収支予算総合表
(正味財産増減計算ベース)

(単位：千円)

(公財) 東京タクシーセンター

項目別	事業別		公益目的事業 1				法人会計	総合計
	適正化事業	輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	登録事務	合計	収益事業 1 施設貸貸事業			
当期経常収益計	1,238,234	49,473	55,150	1,342,857	4,760	11,613	1,359,230	
事業収入	<u>1,238,234</u>	<u>49,473</u>	<u>55,150</u>	<u>1,342,857</u>	<u>4,760</u>	<u>11,613</u>	<u>1,359,230</u>	
基本財産運用収入	31	1	1					
特定資産運用収入								
負担金収入	1,148,428					11,197		
手数料収入	29,773	49,470	55,019					
分担金収入	28,228							
教材等頒布収入	30,728							
不動産賃貸料収入					4,759			
雑収入	1,046	2	130		1	416		
当期経常費用計	1,272,346	48,799	64,769	1,385,914	2,692	10,072	1,398,678	
事業費	<u>1,272,346</u>	<u>48,799</u>	<u>64,769</u>	<u>1,385,914</u>	<u>2,692</u>	<u>10,072</u>	<u>1,398,678</u>	
指導業務費	564,102							
研修業務費	128,053							
苦情及び調査業務費	152,501							
乗り場施設業務費	68,855							
企画広報業務費	45,749							
総務業務費	313,086							
当期経常増減額	▲ 34,112	674	▲ 9,619	▲ 43,057	2,068	1,541	▲ 39,448	
当期正味財産増減額	<u>▲ 34,112</u>	<u>674</u>	<u>▲ 9,619</u>	<u>▲ 43,057</u>	<u>2,068</u>	<u>1,541</u>	<u>▲ 39,448</u>	
他会計振替額	983	10	31	1,024	▲ 1,024	0	0	
正味財産期首残高	1,923,963	28,892	47,744	2,000,589	65,729	140,812	2,207,130	
正味財産期末残高	<u>1,890,824</u>	<u>29,576</u>	<u>38,156</u>	<u>1,958,556</u>	<u>66,773</u>	<u>142,353</u>	<u>2,167,682</u>	

